

# オンライン付箋システム (A班)

資料3 参考資料1

## 杉並区の子どもの権利条例の対象の「子ども」って誰だろう？

ぱっと聞いた  
ときの印象は  
18  
(全員の意見  
)

自炊とか生  
活力の面で  
17~18

15歳はバイ  
トできない  
けど16歳か  
らできる

高校1年生か  
ら義務教育じ  
やなくなるか  
ら中学卒業ま  
で

高2の自分を考  
えると大人で  
もないし子供  
でもない感じ

同じ学校内で差が  
できるのはおかし  
いかも。  
住んでいるだけ  
でなくて、在学し  
ている人もかも。

中退した人とかハンディ  
キャップかも  
高校生22時以降働けない  
これって子どもを守るた  
めのルールだけど、雇  
主としてはそういう人を  
雇いたくない  
→条例で働きにくくなる  
のはよくない

法を犯したと  
きのラインは  
16と18で二段  
階ある

↑この条例で恩恵を  
受けるのは基本的に  
高校生未満？だと考  
えると、住んでいる  
人というくりだけ  
でもいいかも

(↑追加)  
ヤングケアラーとか、兄  
弟が多くて進学をあきら  
めないといけないとかの  
事情で働いている人もい  
る  
表面上子どもを守るため  
の条例でより生活が困窮  
するのはよくない

デビットカ  
ードがつく  
れるのも16  
歳から

↑でも対象外が少な  
いからといって条例  
の対象者じゃなくす  
るのってマイノリテ  
ィを生んでいる。そ  
れっていいの？

# オンライン付箋システム (B班)

杉並区の子どもの権利条例の対象の「子ども」って誰だろう？

高校卒業以上

年齢で大人と子供を分けることはできない

自分名義のクレジットカードを作れるかどうか

少年院に入れる年齢

バイトと就職は違う

在学か在住

# オンライン付箋システム (C班)

資料3別紙 参考資料1

## 杉並区の子どもの権利条例の対象の「子ども」って誰だろう？

高校生まで

年齢だけじゃなくやって  
いること、社会で働いているか

学校に所属  
しているか  
どうか

アルバイトは  
社会人とは違  
う、お金を全  
部自由に使え  
ない

自分の責任を  
取れるかどう  
か、年齢だと  
人による

自立してい  
るか(判断  
んが難しい  
)

経験を積む  
ことが必要

16歳だと  
戦争に行け  
る

国による  
日本は成人  
式

境目がはっ  
きりあるわ  
けではない

中学生までは完  
全に子どもで、  
高校生からだん  
だん大人になる

# オンライン付箋システム (D班)

資料3別紙 参考資料1

## 杉並区の子どもの権利条例の対象の「子ども」って誰だろう？

義務教育終了まで

自分の力で何かができるようになるとき

18歳から選挙はできるから大人に近い

18から20歳までは大人になるまでの準備期間

20歳が年齢としては区切り

法的には決まっているかもしれないけど本人が決めればよい

就職して安定した生活ができるようになったら大人

親に家事をしてもらって学校で好きな勉強ができる今の環境がいい

大人でも子どもでもどちらでも良さがある

杉並区で働いている人、学校などに通っている人も対象

区は区切りでしかない地域はつながっている

世田谷にもよく通っていると身近に感じる

自分が考えなくても周りの人がやってくれるから子どものままでいい

お金の計算を自分でしないといけない

自分で好きに決められる分、責任もある

# オンライン付箋システム (E班)

## 杉並区の子どもの権利条例の対象の「子ども」って誰だろう？

18歳未満

契約できない?  
親の力を借りる

経済的自立

選挙にいける=大人

義務教育の期間(海外だと高校も義務教育の場合がある)

身体的な違い(薬、服のサイズ)

刑罰のルールが違う

大人になる練習段階があれば大人になりやすい?

大人も子供も成長するけど体が違う

15~18歳が悩むライン

関わる人間関係が広がる  
⇒客観視できると判断されたら大人

# オンライン付箋システム (F班)

資料3別紙 参考資料1

## 杉並区の子どもの権利条例の対象の「子ども」って誰だろう？

義務教育まで  
高校生は中人？

18歳まで

高校生からは大人に向かって意見を言える

就職前まで

何かミスをした時に守ってもらえるのが子ども  
⇒17まで？

小学生中学生⇒ザ子ども

医療費は子どもとして守られてる感

犯罪で匿名性が保たれる年齢⇒子ども

お金が絡むようになったら大人？

18まで？？  
医療費が免除だから

高校生は大人になる準備期間  
⇒子どもの権利条例の対象ではあるけど子どもではない？？

医療費の免除年齢が違うから、区によって子どもの年齢は違う？？

図書館のカードが杉並区在住で学在勤で作れる  
⇒在学も子どもの権利条例で守られるべき？